

2021年11月19日

日本共産党中央区議会議員 奥村暁子

【質問事項】

1. 新型コロナ第6波に備えた対策について
2. コロナ対策の国の給付金について
3. コロナ禍での区独自の事業者支援について
4. 時短営業に対する協力金への課税について
5. 携帯電話の基地局アンテナ設置について
6. 緑内障予防について
7. 保育の質の確保と学童クラブ整備について

☆

5. 携帯電話の基地局アンテナ設置について

次に、携帯電話の基地局アンテナ設置について質問します。

現在、新たな通信規格となる「5G」のサービス開始に併せて、各携帯電話事業者による新たな基地局の設置がすすんでいます。携帯電話基地局から発射される電波による健康被害を心配する住民の声が各地で上がっています。

私の元にも、自宅マンションに基地局アンテナが設置されることを知った区民の方から、携帯電話会社、また工事施工会社からの事前説明と設置の中止を求める声が寄せられました。

5Gによりダウンロード時間が短縮されるなど、便利になるという側面もありますが、電磁波過敏症の方やペースメーカーを入れている人などがいることや、健康被害を心配する声があるのも事実です。

健康被害については、医学的にはっきり「ない」と言い切れる結果は、まだ世界でも出ていない状況であり、世界保健機関（WHO）でさまざまな物質の発がん性を調べる国際がん研究機関（IARC）では「発がん性の可能性がある」と認めている例もあります。海外では疫学調査が積極的に行われていて、不眠や頭痛、めまい、吐き気などの体調不良も報告されていますが、日本での調査は諸外国に比べ立ち遅れています。

また、諸外国よりもはるかに低い日本の規制の基準値も問題です。高周波電磁波の電力密度で、総務省の電波防護指針では、1平方センチメートル当たり1000μW（マイクロワット）なのに対し、欧州評議会（C o E）では1平方センチメートル当たり0.1μW（マイクロワット）と10000倍ものひらきがあります（今後は0.01にするとしている）。

こうしたもとで起きる区民からの設置の中止や事前説明を求める声に応える対策が、今後必要ではないでしょうか。

そこで、お聞きします。

第一に、電磁波が身体に及ぼす影響について、どうお考えですか。健康被害を心配する声があることをどのように受け止めていますか。国に対して、健康被害の調査を求めることが必要だと思いますが、いか

がですか。

第二に、調布市では、携帯電話基地局設置に当たり、隣接地権者や近隣住民への十分な事前説明の実施及び市への情報提供を求める要請を、市が事業者に対し行っています。

また、多摩市では、まちづくり条例を改正して携帯電話基地局設置に関する規定を設ける提案が市議会に提出され、所管委員会で趣旨採択されたことから、市は事業者を直接訪問し、住民への丁寧な説明や市への事前報告などを要請しています。

国立市では、事業者が近隣住民等に対し事前に説明する責任を明確にし、市民の生活環境の保全に資することを目的とした指導要綱を定めています。

こうした自治体を参考に、中央区でも、居住している住民や近隣住民に対するだと思いますが、いかがですか。

それぞれお答えください。

#### 【山本泰人区長答弁】（要旨）

携帯電話の普及に伴い、まちなかに数多くの基地局が設置され、目に見えない電波が発信されていることから、不安を感じられる区民もおられるものと存じます。

基地局については、国内外の安全性に関する研究結果に基づく電波防護指針が総務省において定められており、その遵守のもと設置されていると認識しています。

また、基地局建設にあたっては、各携帯電話事業者の社内規定などにおいて、近隣住民への事前説明を行うこととされています。今後の状況の推移については、区としても注視してまいります。